

別紙

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

○国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人口呼吸器を付ける、ICU に入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

委託事業所



高知市母子保健課へ電話

088-855-7795

（※緊急の連絡であれば、時間外・休日も守衛を通じて所属職員への連絡可）



②産後ケア事業 事案等発生時報告様式 を送付

FAX: 088-855-7796

もしくは

E-mail: kc-280400@city.kochi.lg.jp

- ◆第1報 原則事案発生当日（遅くとも事案発生日の翌日）
 - ◆第2報 原則1か月以内程度
- このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告すること



高知県子ども子育て支援課



国（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）